

広島県告示第七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

令和六年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 区 域 | 区 分 |
|----------------------|---|
| 三高小型合併底曳型加入区（江田島市区域） | 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業 |